

講義録レポート

講義録コード 06-14-9-101-04

講 座	社会保険労務士	テーマ	受験経験者のための効率的学習法 ～H25年度試験からみる傾向と対策、 合格発表までの過ごし方～
目標年	2014年合格目標		
コース	無料公開セミナー	回 数	1 回
用 途	☒ 個別DVD ☐ 集合ビデオ ☐ DVD通信 ☐ WEB通信 ☐ DL通信 ☐ WEB+DL通信 ☐ 資料通信		

講師名	高橋 比沙子 先生	講義録 枚数	/ 枚 ※レポート 含まず
		配布 レジュメ	3 枚

配布教材	・レジュメ (3枚)
備考	

(/) - (/) - (/)

社 労 士 講義録				科目	受験経験者のための戦略的学習法	コース	無料公開セミナー	回数	/
-----------	--	--	--	----	-----------------	-----	----------	----	---

配布物	★ミニテスト：あり [] なし ★実力テスト：あり [] なし ◇配布物なし	★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説 ★その他のレジュメ []	講師	高橋(比)先生
-----	--	--------------------------------------	----	---------

テキスト ページ	黒 板 内 容
	(上級本科の特色) ・ 基本 + 応用 8 : 2 ・ ボリューム スピード ・ 演習が多い

受験経験者のための戦略的学習法

(平成 25 年度本試験からみる傾向と対策、これからの学習法)

1. 平成 25 年度本試験の傾向

《択一式》

25 年度択一分析 (TAC 分析による)

基本 41 問 応用 23 問 難問 6 問

《選択式》

25 年度選択分析 (TAC 分析による)

基本 22 問 応用 12 問 難問 6 問

(25 年度本試験のポイント)

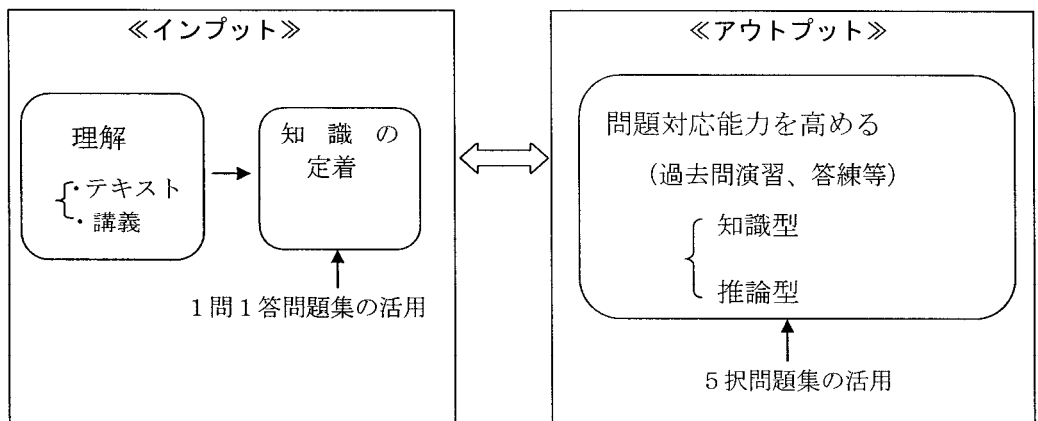
- ① 基本知識の暗記のみでは対応できない問題が出題されている。
- ② 判例からの出題が多い (労基、労災、労一、健保。)
- ③ 国民年金法で事例問題が出題された。



- ・断片的な知識では対応不可能
- ・法的文章の読解力、法的思考力が必要

2. 本試験対策のポイント

【総論】



【各論— 平成 25 年度本試験問題を例にして】

(1) 基本的知識+読解力

例題 (択一 国年 問9)

ある男性が学校を卒業後 20 歳で会社に就職し、厚生年金保険に 7 年間加入し会社を退職した。また、退職後は第 1 号被保険者として国民年金の保険料を 27 年間支払った。この男性が 54 歳で死亡した場合の死亡に関する給付等について、次の記述のうち、誤っているものはどれか。なお、男性は障害基礎年金の受給権を取得したことがない。

- C 男性が死亡した当時、生計を維持していた者が同居していた 12 歳と 15 歳の子だけである場合、当該子らは遺族として、遺族基礎年金と遺族厚生年金と死亡一時金の受給権を取得し、すべて受給することができる。(× 正解肢)

(2) 推論力+読解力 (問題対応能力を高める)

例題 1 《択一式 判例からの出題》

(労災 問2)

- C 土木工事及び重機の賃貸のそれぞれを業として行っていた事業主の、労働者を使用することなく行っていた重機の賃貸業務に起因する死亡につき、同事業主が労働者を使用して行っていた土木工事業について労災保険法第 33 条第 1 項に基づく加入申請の承認を受けていれば、同法に基づく保険給付の対象になる。(×正解肢)

(労一 問2)

- D 労働組合が、総選挙に際し特定の立候補者支援のためにその所属政党に寄付する資金を集める目的で組合員にその費用を負担することを強制することは、労働組合の連帯の昂揚や存立基盤の確立のために必要不可欠なものであり、組合自治の原則に基づいて許されるとするのが、最高裁判所の判例である。(×)

(労一 問1)

- D 使用者が社内の多数労働組合の同意を得て就業規則を変更し、55 歳以降の賃金を 54 歳時よりも引き下げつつ、定年年齢を引き上げた事案について、本件就業規則の変更は、多数労働組合との交渉、合意を経て労働協約を締結した上で行われたものであるから、変更後の就業規則の内容は、労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性等にかかわらず、労使間の利益調整がされた結果として合理的なものとみなすことができるとするのが最高裁判所の判例である。(×正解肢)

(健保 問1)

- B 任意継続被保険者の資格取得の申出は、被保険者の資格を喪失した日から 20 日以内にしなければならないが、保険者は、正当な理由があると認めるときは、この期間を経過した後の申出であっても受理することができる。なお、判例によると「法律の不知」とよという主張は、この場合の正当な理由にあたらないものと解されている。(○)

例題2 《選択式 問2 (労災保険法)》

労災保険法施行規則で定める年齢階層（以下「年齢階層」という。）ごとに休業補償給付又は休業給付（以下「休業補償給付等」という。）の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額（以下「休業給付基礎日額」という。）の最低限度額として厚生労働大臣が定める額は、厚生労働省において作成する賃金構造基本統計の〔A〕について、年齢階層ごとに求めた、以下の(1)及び(2)の合算額を、賃金構造基本統計を作成するための調査の行われた月の属する年度における被災労働者の数で除して得た額とされる。

- (1) 当該年齢階層に属する男性の〔A〕（以下「男性労働者」という。）を、その受けている賃金構造基本統計の調査の結果による一月当たりのきまって支給する現金給与額（以下「賃金月額」という。）の高低に従い、〔B〕の階層に区分し、その区分された階層のうち〔C〕賃金月額に係る階層に属する男性労働者の受けている賃金月額のうち〔D〕ものを〔E〕で除して得た額に、被災労働者であって男性である者の数を乗じて得た額
- (2) 当該年齢階層に属する女性の〔A〕（以下「女性労働者」という。）を、「賃金月額」の高低に従い、〔B〕の階層に区分し、その区分された階層のうち〔C〕賃金月額に係る階層に属する女性労働者の受けている賃金月額のうち〔D〕ものを〔E〕で除して得た額に、被災労働者であって女性である者の数を乗じて得た額

選択肢

- | | | | |
|-----------|---------|--------------|------|
| ① 10 | ② 15 | ③ 20 | ④ 21 |
| ⑤ 22 | ⑥ 25 | ⑦ 28 | ⑧ 30 |
| ⑨ 上から2番目の | ⑩ 加重平均の | ⑪ 下から2番目の | |
| ⑫ 常用労働者 | ⑬ 全労働者 | ⑭ 中央値の | |
| ⑮ 非典型労働者 | ⑯ 平均的 | ⑰ 平均の | |
| ⑱ 最も高い | ⑲ 最も低い | ⑳ 労働基準法上の労働者 | |

《解答》

- A ⑫ 常用労働者 B ③ 20
C ⑲ 最も低い D ⑱ 最も高い E ⑧ 30

3 次のステップに向けて

(1) 平成25年度本試験における問題の解き方の検証

間違った問題について解答に至ったプロセスを検証し、間違えた原因を把握する。

- (例) ・推論方法の検証
・解き方の検証（消去法 OR ピンポイント方式）

(2) 苦手科目の把握と克服